

# 武蔵野市健康福祉総合計画（概要版）

～「いきいきと健康で安心して住み続けられる 支え合いのまち」をめざして～

## 1 計画策定の背景

- 高齢者の増加など人口構成の変化、家族の小規模化、家族・近隣関係の希薄化、人々の意識の変化
- 地域での孤立、家族による介護の限界、消費者被害など地域を取り巻く生活課題の多様化、複雑化
- 国、東京都などの動向への対応

## 2 計画策定の基本的な考え方

本市では、めざすべき支援のあり方として、次のような地域リハビリテーションの理念を掲げ、この理念と以下の5つの基本的な考え方に基づき、ライフステージに応じた支援を実施していきます。

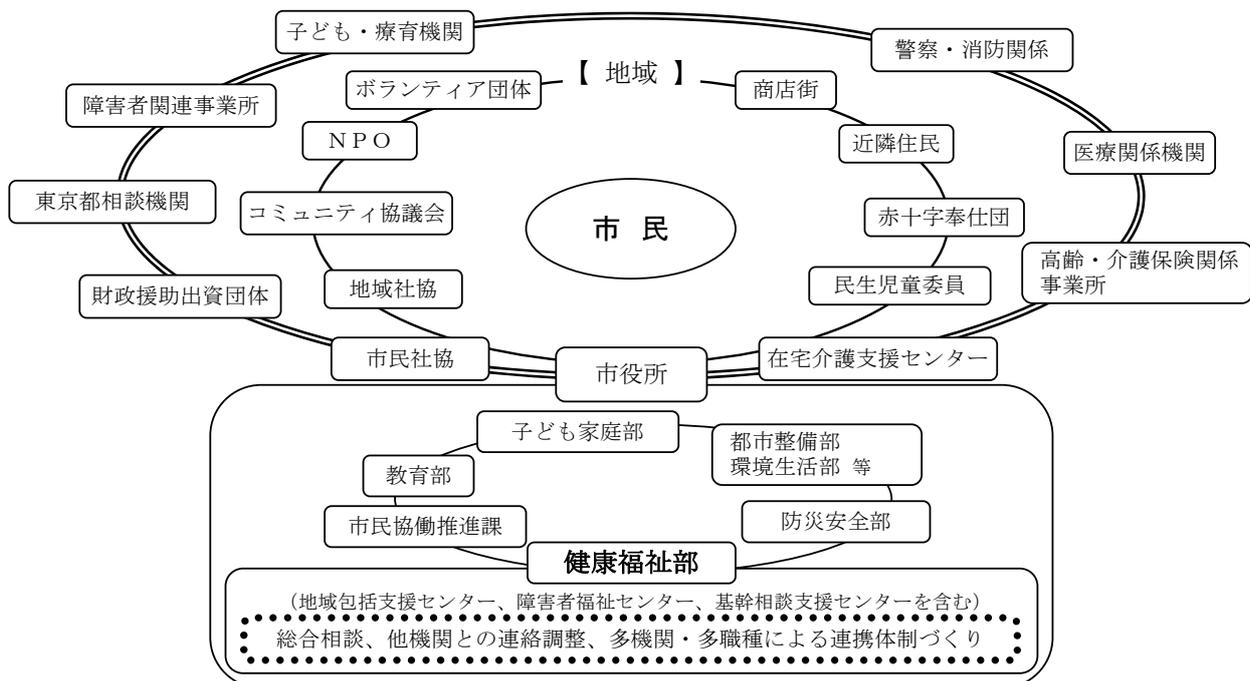
### <地域リハビリテーションの理念>

すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的、体系的な支援

### <策定における5つの考え方>



### <武蔵野市における地域リハビリテーションを推進する関係機関連携のイメージ>



### 3 施策体系

\* 個別計画の凡例【 地：地域福祉計画、健：健康推進計画、高：高齢者計画、障：障害者計画】

長計施策	健康福祉総合計画施策	健康福祉総合計画事業	個別計画
支え合いの気持ちをつむぐ	自発的・主体的な地域福祉活動に向けた啓発	心のバリアフリーの推進	地・障
		福祉学習・ボランティア学習の推進	地・高
	市民が主体となる地域福祉活動の推進	障害者団体やボランティア団体等の活動支援の充実	地・障
		市民社協との連携強化	地
		様々な「場」（活動、機会など）づくりの支援	地
		テนมリオンハウス事業の推進	高
		地域福祉活動を推進する仕組みの検討	高
		民生児童委員、赤十字奉仕団、地域社協の活動支援	地
	地域の人とのつながりづくり	孤立予防の推進	地・高・障
		老人クラブへの活動支援	高
		世代間交流の推進	高
		防犯対策の充実	高・障
		安全・安心ネットワークの推進	障
		緊急時対応システムの充実	障
		多種多様な健康づくり活動との連携強化	健
健康づくり活動における仲間づくりの推進		健	
地域の力を活かした健康づくり運動の推進		健	
災害時要援護者対策の推進	安否確認体制の推進	地	
	災害時要援護者対策の全体像の検討	地	
	福祉避難所の充実	地・高・障	
誰もが地域で安心して暮らしていける仕組みづくりの推進	在宅生活支援のネットワークづくりの推進	地域連携協議会（仮称）による課題解決に向けた仕組みの構築	地・健・高・障
		在宅支援ネットワークの充実	高
		家族介護支援事業の充実	高
		移送サービス（レモンキャブ）事業の推進	高
		地域自立支援協議会への活動支援	障
		高次脳機能障害者や発達障害者等に対する支援の質的向上	障
		医療ネットワークづくりの支援	健
		市民の地域医療に関する理解の促進	健
		相談機能のネットワークの強化	地・障
		情報提供・情報収集の仕組みの構築	地
		財政援助出資団体との連携強化	地
		「障害ケアマネジメント」の標準化と推進	障
		地域活動支援センターの機能の充実	障
		情報保障の充実	障
		サービス提供事業所の参入促進	障
	自立生活体験の充実	障	
	サービスの利用促進	障	
	地域生活支援事業の充実	障	
	障害児への支援	児童発達支援センターを中心とした地域療育システムの構築	障
		保育園・幼稚園における障害児保育の支援	障
		母子保健・子育て・教育部門と療育部門が連携した就学支援事業の推進	障
		特別支援教育・発達障害児（者）の相談事業等との連携強化	障
		放課後対策の充実	障
	認知症高齢者施策の推進	相談事業の充実	高
		早期発見・早期診断のための受診・サポート医システムの推進	高
		認知症疾患医療センターとの連携	高
		普及・啓発の推進	高
在宅生活支援の充実		高	
権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し	権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進	地・高・障	
	市民後見人の育成	地	
	虐待防止の推進	地・高・障	
	福祉資金貸付制度の見直し	高	
生活困窮者への支援	様々な制度の活用	地	
障害者総合福祉法（仮称）への取り組み	障害者自立支援法からのスムーズな移行支援	障	

長計 施策	健康福祉総合計画施策	健康福祉総合計画事業	個別計画
誰もがいつまでも健康な生活を 送るための健康づくりの推進	子どもの健康をまもる施策の 推進	妊産婦への支援の充実	健
		母子保健事業の推進	健
		学校保健との連携強化	健
		小児・産婦人科救急医療の充実	健
	予防を重視した健康施策の推進	予防を重視した健康診査の推進	健
		市民の生活習慣に関する意識啓発	健
		がん検診の充実	健
		がん検診の精度管理の推進	健
		武蔵野健康づくり事業団との連携による一次予防の充実	健
		喫煙対策の推進	健
		予防接種における疾病予防の推進	健
		介護予防事業の見直しと高齢者の健康づくりの推進	健・高
社会活動センター事業の推進	高		
食育の推進	「食」に対する市民意識向上への取組み	健・高	
	家庭における食育の推進	健	
	学校における食育の推進	健	
	地域における食育の推進	健	
こころの健康づくり	メンタルヘルスに関する市民の意識の向上と知識の普及	健・障	
	相談窓口・相談機関の連携強化	健	
	こころの健康相談事業の充実	障	
誰もが地域でいきいきと 輝けるステーションづくり	高齢者・障害者の活動支援の促進	キャリア活用による社会貢献活動の推進	地・高
		各種講座のメニューの多様化	障
		自主グループへの支援	障
		余暇活動の充実	障
		外出支援の充実	障
		引きこもりサポート事業の充実	障
	高齢者・障害者の雇用・就労支援	就労支援の充実	高
		就労支援ネットワークの充実	障
		障害者庁内実習の充実	障
		職場体験実習先等の確保	障
就労支援事業所の整備推進	障		
障害者就労支援センターにおける支援の質的向上	障		
住み慣れた地域での基盤 整備を	サービスの質の向上	福祉人材の育成	地・高・障
		苦情対応・相談機関の充実	地・高
		第三者評価受審の促進	地・高・障
		在宅生活を支えるサービスの充実	高
		居住安定への支援	高
		介護サービスの適正化	高
		保険者機能の強化	高
	サービス提供事業所の育成及び指導監督	障	
	サービス基盤の整備	くぬぎ園など「公共施設配置の基本的な方針」に基づく施設の整備	高・障
		グループホーム・ケアホーム等の整備推進	障
バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進		地・障	
歩行者を対象とした公共サインの整備	地		
バリアフリーマップの改定	地		
健康危機への対応	非常事態下における市民の健康維持の支援	健	
	健康危機管理に関する普及・啓発	健	
	新型インフルエンザへの対応	健	
第5期介護保険事業計画	介護保険事業の運営	人口と被保険者数の推移	高
		要支援・要介護認定者数の推移	高
		介護予防事業の状況	高
		武蔵野市の介護保険給付の特徴	高
		第4期介護保険事業計画の給付の検証	高
		介護保険事業会計の推移	高
	第5期介護保険事業計画の展望 と推計	第5期介護保険事業計画の基本的方向性	高
		介護保険の財源構造と保険料の推計方法	高
		人口と被保険者数の推計	高
		要支援・要介護認定者数の推計	高
		介護保険サービス事業量及び給付費の推計	高
	地域支援事業の実施	高	
	第1号被保険者保険料の見込み	高	
低所得者への配慮	介護保険料の所得段階設定	高	
	介護保険利用者負担額助成事業	高	
	通所サービス利用者食費助成事業	高	

## 4 重点課題

### (1) 高齢者の増加への対応

- 高齢者の増加が見込まれる中、市民の誰もが年齢を重ねても元気で生活し、「地域を支え、活性化する存在」として役割を担えるよう、いつまでも健康で暮らし続けるための施策や様々な活動の支援を行う必要があります。
- 支援を必要とする方に対しては、関係するあらゆる人・機関が連携した対応が必要です。

### (2) 孤立問題等様々な生活課題への対応と地域福祉活動の継続

- 様々な生活課題を抱える方が地域で孤立しないよう取組みを進める必要があります。
- 地域における市民が主体となる様々な活動は、新たな担い手の不足など活動の継続に課題を抱えています。
- 地域は、人々が暮らす場であり、様々な活動の基本となることから、「支え合いのまち」をめざし、市は市民社協と連携して、市民が主体の地域福祉活動の推進に向けた施策を展開していきます。

## 5 各計画における重点的取組み等

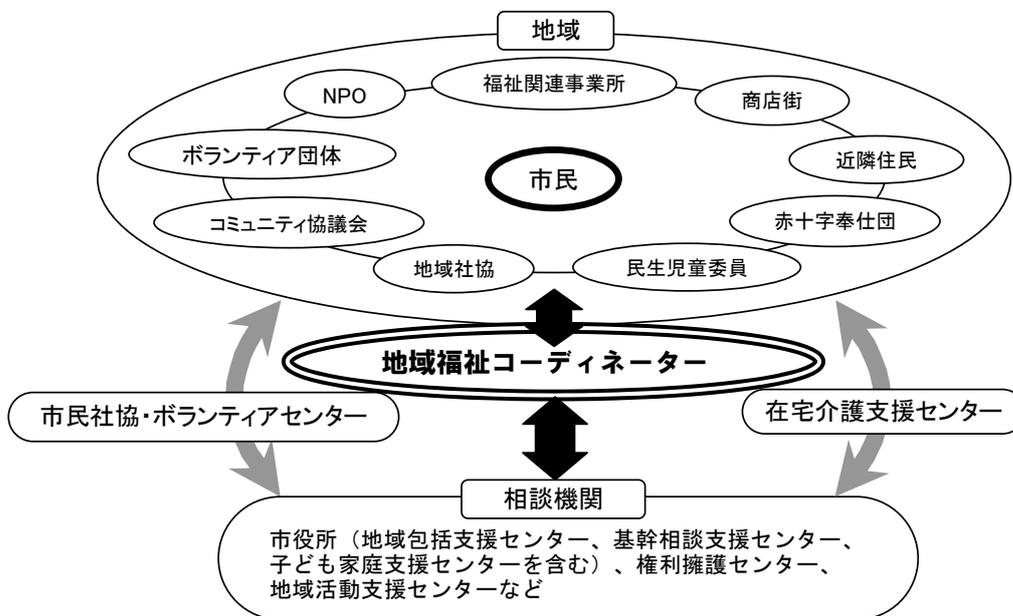
### (1) 地域福祉計画の重点的取組み

#### 重点的取組み1：市民が主体となる地域福祉活動の推進

市民社会福祉協議会と連携し、市民による自発的、主体的な地域福祉活動の支援を行い、地域コミュニティの活性化につなげます。

- <主な事業> ■市民社協との連携強化 ■様々な「場」(活動、機会など)づくりの支援  
■災害時要援護者対策の全体像の検討

#### <地域福祉コーディネーター(仮称)のイメージ>



#### 重点的取組み2 地域リハビリテーション理念に基づく連携・仕組みづくりの推進

NPOやボランティア団体も含めた多様な主体との連携も視野に入れ、誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりを推進します。

- <主な事業> ■地域連携協議会(仮称)による課題解決に向けた仕組みの構築  
■相談機能のネットワークの強化  
■権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進 ■福祉人材の育成

## (2) 健康推進計画の重点的取組み

### 重点的取組み1 予防を重視した健康施策の推進

健康で自立した生活を維持するために、生活習慣病やがんなど疾病の発症予防を推進します。  
<主な事業> ■ 予防を重視した健康診査の推進 ■ 市民の生活習慣に関する意識啓発  
■ がん検診の充実 ■ がん検診の精度管理の推進

#### <予防を重視した健康施策の推進のイメージ>

##### 健康増進・発病予防（一次予防）

- 生活習慣の改善に向けた啓発
- 健康診査結果の有効活用
- 禁煙支援、分煙対策
- 予防接種
- 健康づくりプログラム etc.

##### 早期発見・早期治療（二次予防）

- 特定健康診査・歯科健康診査等  
各種健康診査の受診率向上
- 健康診査後の保健指導の充実
- がん検診の受診率向上
- がん検診の精度管理 etc.

健康で自立して暮らすことができる期間を伸ばす

### 重点的取組み2 地域の力を活かした健康づくり

市民が「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、主体的に健康づくり活動に参加・継続するために、地域の健康づくり運動を積極的に進めていきます。

- <主な事業> ■ 多種多様な健康づくり活動との連携強化  
■ 地域の力を活かした健康づくり運動の推進  
■ 健康づくり活動における仲間づくりの推進

### 重点的取組み3 食育の推進

食育に関する市の方針を定め、すべての年代の食育を推進します。

- <主な事業> ■ 「食」に対する市民意識向上への取組み ■ 家庭における食育の推進  
■ 学校における食育の推進 ■ 地域における食育の推進

#### 食育の理念

食育基本法や健康推進計画の基本的視点の考え方と「食」を取り巻く市民の現状を踏まえ、多様な主体が「食」に関する取組みを積極的に図り、市民の「食」への意識を高め、地域全体で豊かな「食」が育まれることで、市民一人ひとりが、健全な食生活を実践し、生涯にわたって「食」を通じて心身ともに健康な生活が送れることをめざします。

#### 食育の基本方針

1. 各世代・各世帯に合わせた健康につながる食育を推進します
2. 家庭・学校・地域が一体となった食育の取組みを行います
3. 食育推進を支援する環境づくりをめざします

### 重点的取組み4 健康危機への対応

新型インフルエンザや震災等大規模災害発生などの健康危機が発生した場合を想定し、体制の整備に取り組みます。

- <主な事業> ■ 非常事態下における市民の健康維持の支援  
■ 健康危機管理に関する普及・啓発 ■ 新型インフルエンザへの対応

### (3) 高齢者計画の重点的取組み

<b>重点的取組み1 健康づくりと介護予防</b>
<p>介護予防として「運動機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」のプログラムを実施していますが、今後は、介護保険制度の枠組みにとらわれず、市全体で市民の介護予防と健康づくりに取り組んでいきます。</p> <p>&lt;主な事業&gt; ■孤立予防の推進 ■介護予防事業の見直しと高齢者の健康づくりの推進</p>
<b>重点的取組み2 認知症高齢者施策の推進</b>
<p>認知症になっても安心して住み続けられるよう、相談事業の充実、普及・啓発の推進、在宅生活支援の充実を重点において取り組みます。</p> <p>&lt;主な事業&gt; ■相談事業の充実 ■早期発見・早期診断のための受診・サポート医システムの推進 ■認知症疾患医療センターとの連携 ■普及・啓発の推進 ■在宅生活支援の充実</p>
<b>重点的取組み3 在宅生活を支える体系的支援</b>
<p>保健・医療・福祉等の関係者による地域支援ネットワークや福祉人材の育成により、安心して在宅生活が続けられる仕組みづくりを進めます。</p> <p>&lt;主な事業&gt; ■地域連携協議会（仮称）による課題解決に向けた仕組みの構築 ■在宅支援ネットワークの充実 ■福祉人材の育成 ■在宅生活を支えるサービスの充実</p>

### (4) 第5期介護保険事業計画の基本的方向性

- 要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において生活できるよう、在宅生活を継続するためのサービスを重視し、地域密着型サービスの充実を図ります。
- 高齢者人口の増加により、今後も介護費用の上昇が見込まれる中で、給付と保険料のバランスに配慮し、効率的・効果的にサービスの基盤を整備していく必要があります。

<p>◎ 医療ニーズの高い被保険者、重度の要介護認定者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備します。</p> <p>◎ 在宅生活の継続を支援するため小規模多機能居宅介護を整備します。</p>
--

### (5) 第1号被保険者保険料について

#### ■ 第5期介護保険料変動の主な要因

- 上昇要因** △介護保険制度等の改正による影響  
△第1号被保険者の年齢構成・所得状況等の推移による影響  
△介護給付費の増加による影響 △市の計画によるサービス基盤整備の影響
- 抑制要因** ▼介護給付費準備基金の取り崩し ▼財政安定化基金取崩しによる交付金の充当  
▼介護予防事業の一般会計への移行

	第1期 平成12～14年度	第2期 平成15～17年度	第3期 平成18～20年度	第4期 平成21～23年度	第5期 平成24～26年度
基準月額	3,300円	3,700円	4,700円	4,700円	5,160円
増減額(対前期比)	—	400円	1,000円	0円	460円

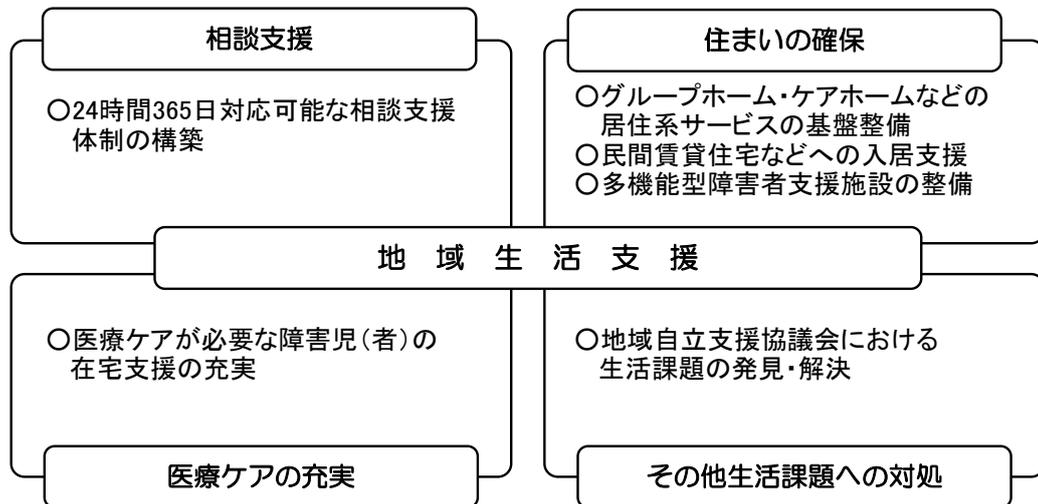
### (6) 低所得者への配慮

- 住民税非課税世帯に属する方を対象に、訪問介護（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護の利用者負担額10%のうち5%を助成する介護保険利用者負担助成事業を継続します。
- 住民税非課税世帯に属する方を対象に、通所介護、通所リハビリ、認知症対応型通所介護（すべて介護予防を含む）のサービス利用時の昼食代1食あたり200円を助成する通所サービス利用者食費助成事業を継続します。
- 介護保険料の所得段階区分の多段階化をさらに進め、低所得者の負担軽減を図ります。

(7) 障害者計画の重点的取組み

<b>重点的取組み 1 利用者支援の充実</b>
<p>障害者のケアマネジメントの標準化の推進とともに、相談支援体制の充実を図ります。また、教育・子育て・福祉部門の連携体制を強化し、年代ごとに途切れることのない支援を推進します。</p> <p>&lt;主な事業&gt; ■相談機能のネットワークの強化          ■「障害ケアマネジメント」の標準化と推進          ■サービスの利用促進 ■引きこもりサポート事業の充実          ■児童発達支援センターを中心とした地域療育システムの構築          ■母子保健・子育て・教育部門と療育部門が連携した就学支援事業の推進</p>
<b>重点的取組み 2 地域生活支援の充実</b>
<p>住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、サービス基盤の整備とともに地域における支援体制を構築します。</p> <p>&lt;主な事業&gt; ■相談機能のネットワークの強化          ■グループホーム・ケアホーム等の整備推進          ■地域連携協議会（仮称）による課題解決に向けた仕組みの構築          ■地域自立支援協議会への活動支援</p>

<地域生活支援の体系図>



<b>重点的取組み 3 就労支援体制の強化</b>
<p>就労支援ネットワークの活用による福祉的就労及び一般就労の充実化を図ります。</p> <p>&lt;主な事業&gt; ■就労支援事業所の整備推進          ■障害者就労支援センターにおける支援の質的向上          ■就労支援ネットワークの充実 ■職場体験実習先等の確保          ■障害者庁内実習の充実</p>
<b>重点的取組み 4 権利擁護システムの推進</b>
<p>障害の有無にかかわらず共生できる社会を実現するために、さらなる心のバリアフリーを推進するとともに、権利擁護事業の積極的な活用や障害者の虐待防止を図ります。</p> <p>&lt;主な事業&gt; ■心のバリアフリーの推進          ■権利擁護事業・成年後見制度の利用促進 ■虐待防止の推進</p>

## 6 計画の推進と見直し

### (1) 事業の進行管理及び進捗状況の公表について

#### ■ 健康福祉施策推進本部（仮称）の設置

庁内に関係部署で構成する健康福祉施策推進本部（仮称）を設置し、地域福祉計画、健康推進計画、高齢者計画、障害者計画の進行管理を行います。

#### ■ 健康福祉総合計画推進会議の設置

有識者、市民による健康福祉総合計画推進会議を設置し、計画の執行状況の確認と健康・福祉行政の推進について意見交換を行います。

#### ■ ホームページ等による進捗状況の公表

計画の進捗状況については、健康福祉総合計画推進会議に報告するほか、ホームページ等で公表します。

### (2) 次期計画の策定について

#### ■ 計画期間

平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間

#### ■ 介護保険事業計画と障害福祉計画の見直し

高齢者計画のうち介護保険事業計画と、障害者計画のうち障害福祉計画については、3 年で見直しをすることが法令で規定されているため、平成 26 年度に見直しを行います。

#### ■ 見直しの方法

健康福祉施策推進本部（仮称）が健康福祉総合計画推進会議、地域包括支援センター運営協議会、地域自立支援協議会等の意見をもとに見直し案を作成し、意見交換会、パブリックコメントなどを実施して改定します。また、関連する計画で見直しが必要になった場合は、合わせて見直しを行います。

